

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 オシロスコープ
製品型番	2201, 2430, 2430A, 2440, CSA8200, DP02002, DP02002B, DP02004B, DP02012, DP02012B, DP02014, DP02014B, DP02022B, DP02024, DP02024B, DP03012, DP03014, DP03032, DP03034, DP03052, DP03054, DP04014B, DP04032, DP04034, DP04034B, DP04054, DP04054B, DP04102B, DP04102B-L, DP04104, DP04104B, DP04104B-L, DP05034, DP05034B, DP05054, DP05054B, DP05104, DP05104B, DP05204, DP05204B, DP070404, DP070404B, DP070404C, DP07054, DP07054C, DP070604, DP070604B, DP070604C, DP070804, DP070804B, DP070804C, DP070804DX, DP07104, DP07104C, DP071254B, DP071254C, DP071254DX, DP071604B, DP071604C, DP071604DX, DP072004, DP072004B, DP072004C, DP072004DX, DP072304DX, DP072304SX, DP072504D, DP072504DX, DP07254, DP07254C, DP073304D, DP07354, DP07354C, DSA70604B, MS02002, MS02002B, MS02004, MS02004B, MS02012, MS02012B, MS02014, MS02014B, MS02022B, MS02024, MS02024B, MS022, MS024, MS03012, MS03014, MS03032, MS03034, MS03054, MS04014B, MS04032, MS04034, MS04034B, MS04054, MS04054B, MS04102B, MS04102B-L, MS04104, MS04104B, MS04104B-L, MS044, MS046, MS044B, MS046B, MS05034, MS05034B, MS05054, MS05054B, MS05104, MS05104B, MS05204, MS05204B, MS054, MS054B, MS056, MS056B, MS058, MS058B, MS058LP, MS064, MS064B, MS066B, MS068B, LPD64, MS070404, MS070404C, MS070604, MS070604C, MS070804, MS070804C, MS070804DX, MS071254, MS071254C, MS071254DX, MS071604, MS071604C, MS071604DX, MS072004, MS072004C, MS072004DX, MS072304DX, MS071254DX, MS073304DX, SD24
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和24.12.1 法律第228号	主な参照条文
輸出貿易管理令 制定：昭和24.12.1 政令第378号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10 別表第一 1～15 七⑨サンプリングオシロスコープ 七⑩デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二（該当なし）
外国為替令 制定：昭和55.10.11 政令第260号	別表1～15（該当なし） 別表16（1）特定品目：HSコード 9030.20
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第9号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 オシロスコープ
製品型番	TBS1022, TBS1032B, TBS1042, TBS1052B, TBS1052C, TBS1062, TBS1064, TBS1072B, TBS1072C, TBS1102, TBS1102B, TBS1102C, TBS1104, TBS1152, TBS1152B, TBS1154, TBS1202B, TBS1202C, TBS2072, TBS2074, TBS2102, TBS2104, TBS2202, TBS2202B, TBS2204, TBS2072B, TBS2074B, TBS2102B, TBS2104B, TBS2202B, TBS2204B, TDS1001, TDS1001B, TDS1002, TDS1002B, TDS1012, TDS1012B, TDS2001C, TDS2002, TDS2002B, TDS2002C, TDS2004, TDS2004B, TDS2004C, TDS2012, TDS2012B, TDS2012C, TDS2014, TDS2014B, TDS2014C, TDS2022, TDS2022B, TDS2022C, TDS2024, TDS2024B, TDS2024C, TDS210, TDS220, TDS224, TDS3012, TDS3012B, TDS3012C, TDS3014, TDS3014B, TDS3014C, TDS3024B, TDS3032, TDS3032B, TDS3032C, TDS3034, TDS3034B, TDS3034C, TDS3044B, TDS3052, TDS3052B, TDS3052C, TDS3054, TDS3054B, TDS3054C, TDS3064B, TDS310, TDS320, TDS340, TDS340A, TDS340AP, TDS350, TDS360, TDS360P, TDS380, TDS380P, TDS410, TDS410A, TDS420, TDS420A, TDS430A, TDS460, TDS460A, TDS5032, TDS5032B, TDS5034, TDS5034B, TDS5052, TDS5052B, TDS5054, TDS5054B, TDS510A, TDS5104, TDS5104B, TDS520, TDS520A, TDS520B, TDS520C, TDS520D, TDS524A, TDS540, TDS540A, TDS540B, TDS540C, TDS540D, TDS544A, TDS580C, TDS580D, TDS6124, TDS6124C, TDS6154C, TDS620A, TDS620B, TDS620C, TDS6404, TDS640A, TDS644A, TDS644B, TDS6504, TDS654C, TDS6604, TDS6604B, TDS6804B, TDS680B, TDS680C, TDS684A, TDS684B, TDS684C, TDS694C, TDS7054, TDS7104, TDS714L, TDS7154, TDS7154B, TDS724A, TDS724C, TDS724D, TDS7254, TDS7254B, TDS7304, TDS7404, TDS7404B, TDS744, TDS744A, TDS754A, TDS754C, TDS754D, TDS7704B, TDS782A, TDS784A, TDS784C, TDS784D, TDS794D, TDS8000, TDS8000B, TDS820, TDS8200, THM420, THM550, THM560, THM565, THM570, THM571, THM575, THS3014, THS3014-TK, THS3024, THS3024-TK, THS710, THS710A, THS720, THS720A, THS720P, THS730A, TPS2012, TPS2012B, TPS2014, TPS2014B, TPS2024, TPS2024B
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。

法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑨「サンプリングオシロスコープ」 七⑩「デジタル方式の記録装置」 別表第二、別表第二の二（該当なし）
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15（該当なし） 別表 16（1）特定品目：HS コード 9030.20
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 アナログオシロスコープ	
製品型番	212, 2205, 2211, 2216, 222(オプション無し), 2221A, 222A, 222PS, 2225, 2232, 2235, 2236A, 224, 2245, 2245A, 2245B, 2246A, 2246ModA, 2247A, 2445A, 2445B, 2465A, 2455A, 2455B, 2465, 2465B, 2465BCT, 2465BDV, 2466, 2466B, 2466BHD, 2467B, 2467BHD, 465, 465B, 485, TAS220, TAS250, TAS455, TAS465, TAS475, TAS485	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目: HS コード 9030.20

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和 7 年 1 0 月 9 日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 ミックスド・ドメイン・オシロスコープ	
製品型番	MD03012, MD03014, MD03022, MD03024, MD03032, MD03034, MD03052, MD03054, MD03102, MD03104, MD032, MD034, MD04014-3, MD04014B-3, MD04024C, MD04034-3, MD04034B-3, MD04034C, MD04054-3, MD04054-6, MD04054B-3, MD04054B-6, MD04054C, MD04104-3, MD04104-6, MD04104B-3, MD04104B-6, MD04104C	
E C C N	3 A 9 9 2 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 七⑨ サンプルングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.20
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 9 号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザーであって、…」

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 スペクトラム・アナライザ
製品型番	RSA2203A, RSA2208A, RSA306, RSA306B, RSA3303A, RSA3303B, RSA3308A, RSA3308B, RSA3408A, RSA3408B, RSA503A, RSA507A, RSA5103A, RSA5103B, RSA5106A, RSA5106B, RSA5115A, RSA5115B, RSA5126A, RSA5126B, RSA513A, RSA603A, RSA607A, RSA6106A, RSA6106B, RSA6114A, RSA6114B, RSA6120A, RSA6120B
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表1～15 (該当なし) 別表16 (2) 特定品目以外: HSコード 9030.89
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第12号「スペクトラムアナライザーであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和 7 年 1 0 月 9 日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 デジタル・シリアル・アナライザ	
製品型番	CSA8000, DSA601A, DSA602, DSA602A, DSA70404, DSA70404B, DSA70404C, DSA70604, DSA70604B, DSA70604C, DSA70804, DSA70804B, DSA70804C, DSA71254, DSA71254B, DSA71254C, DSA71604, DSA71604B, DSA71604C, DSA72004, DSA72004B, DSA72004C, DSA72504D, DSA73304D, DSA8200, DSA8300,	
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 七⑨ サンプルングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.20
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 17 号ヌ 「試験装置であって…」

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	--

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 デジタル・シリアル・アナライザ	
製品型番	80A01, 80A02, 80A03, 80A05, 80A06, 80A07, 80E01, 80E02, 80E03, 80E04, 80E04L, 80E05, 80E06, 80E07, 80E08, 80E09, 80E10, 80E11	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑨ サンプルングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第9号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第6条第10号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第17号ス 「試験装置であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 ネットワーク・アナライザ		
製品型番	TTR503A, TTR506A		
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HSコード 9030.89	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第9号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第6条第10号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第17号ヌ 「試験装置であって…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 パワー・アナライザ		
製品型番	PA1000, PA3000, PA4000		
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表1～15 (該当なし) 別表16 (1) 特定品目: HSコード 9030.39	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第9号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第12号「スペクトラムアナライザーであって、…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 ロジック・アナライザ
製品型番	TLA510, TLA520, TLA5201, TLA5201B, TLA5202, TLA5202B, TLA5203, TLA5203B, TLA5204, TLA5204B, TLA601, TLA602, TLA603, TLA604, TLA611, TLA612, TLA613, TLA614, TLA6202, TLA6203, TLA6204, TLA621, TLA622, TLA623, TLA624, TLA6401, TLA6402, TLA6403, TLA6404, TLA7012, TLA7016, TLA704, TLA711, TLA714, TLA715, TLA720, TLA721
ECCN	3 A 9 9 2 参照 : http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	主な参照条文
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10 別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 ロジック・アナライザ	
製品型番	TLA7AA1, TLA7AA2, TLA7AA3, TLA7AA4, TLA7AB2, TLA7AB4, TLA7AC2, TLA7AC3, TLA7AC4, TLA7BB2, TLA7BB3, TLA7BB4, TLA7BC4, TLA7D1, TLA7D2, TLA7E1, TLA7E2, TLA7F1, TLA7F2, TLA7L1, TLA7L2, TLA7L3, TLA7L4, TLA7M1, TLA7M2, TLA7M3, TLA7M4, TLA7N1, TLA7N2, TLA7N3, TLA7N4, TLA7NA1, TLA7NA2, TLA7NA3, TLA7NA4, TLA7P2, TLA7P4, TLA7PC1, TLA7PG2, TLA7Q2, TLA7Q4, TLA7S08, TLA7S16	
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 （該当なし）
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 （該当なし） 別表 16（2）特定品目以外：HS コード 9030.90
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 アナライザ		
製品型番	FCA3000, FCA3003, FCA3020, FCA3100, FCA3103, FCA3120, MCA3027, MCA3040, SA2500, SA2600, CDC250		
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定：昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和55.10.11 政令第260号		別表1～15 (該当なし) 別表16 (2) 特定品目以外：HSコード 9030.89	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第12号「スペクトラムアナライザーであって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 アナライザ		
製品型番	WCA230, WCA230A, WCA280A, WCA330, WCA380		
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表1～15 (該当なし) 別表16 (2) 特定品目以外：HSコード 9030.84	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第12号「スペクトラムアナライザーであって、…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該非判定結果報告書

令和 7 年 1 0 月 9 日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 信号発生器（データジェネレータ等）		
製品型番	3390, AFG1022, AFG1062, AFG2020, AFG2021, AFG3011, AFG3011C, AFG3021, AFG3021B, AFG3021C, AFG3022, AFG3022B, AFG3022C, AFG3051C, AFG3052C, AFG310, AFG3101, AFG3101C, AFG3102, AFG31021, AFG31022, AFG3102C, AFG31051, AFG31052, AFG31101, AFG31102, AFG31151, AFG31152, AFG31251, AFG31252, AFG3151C, AFG3152C, AFG320, AFG3251, AFG3251C, AFG3252, AFG3252C, AFG5101, AFG5102, AFG5501, AFG5502, AWG2005, AWG2021, AWG2040, AWG2041, AWG410, AWG420, AWG430, AWG5002, AWG5002B, AWG5002C, AWG5004, AWG5004B, AWG5012, AWG5012B, AWG5012C, AWG5014, AWG5014B, AWG5014C, AWG510, AWG520, AWG610, AWG615, AWG7051, AWG7052, AWG710, AWG710B, CFG280, DG2020, DG2020A, DG2030, DG2040, DTG5078, DTG5274, DTG5334, DTGM10, DTGM20, DTGM21, DTGM30, DTGM31, DTGM32, PG506A, PPG1251, PPG1601, PPG1602, PPG1604, PPG3002, PPG3004, PPG3201, PPG3202, PPG3204, PPG4001, PPG4002, PPG4004, RTX100, RTX100A, RTX100B, RTX130A, RTX130B, SG503, SG504, TG501A, TSG4102A, TSG4104A, TSG4106A		
E C C N	3 A 9 9 2 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 二④ 5 パルス発生器 七⑫ 信号発生器 九⑥ 測定装置 別表第二、別表第二の二（該当なし）	
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15（該当なし） 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 8543.20	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 1 条第 50 号「パルス発生器又は…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって…」 第 8 条第 8 号の 2「次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 デジタル・マルチメータ（DMM）等	
製品型番	DMM150, DMM155, DMM156, DMM157, DMM247, DMM249, DMM250, DMM251, DMM252, DMM254, DMM353, DMM370M, DMM372M, DMM4020, DMM4040, DMM4050, DMM830, DMM850, DMM870, DMM912, DMM914, DMM916, TX1, TX3	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定：昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二（該当なし）
外国為替令 制定：昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15（該当なし） 別表 16（2）特定品目以外：HSコード 9030.31
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 光アイソレーション型測定システム	
製品型番	TIVH02, TIVH02L, TIVH05, TIVH05L, TIVH08, TIVH08L, TIVM02, TIVM02L, TIVM05, TIVM05L, TIVM1, TIVM1L, TIVP01, TIVP02, TIVP02L, TIVP05, TIVP05L, TIVP1, TIVP1L	
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七① 集積回路 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表16(2) 特定品目以外: HSコード 9030.90
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第1号へ 「信号処理用の…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 光センサー
製品型番 ECCN	ECCN: 3A992 80C01, 80C02, 80C03, 80C04, 80C05, 80C05E1, 80C06, 80C06E1, 80C07, 80C07B, 80C08, 80C08B, 80C09, 80C11, 80C17, 80C18
	ECCN: 5B991 80C15, 80C15P
	ECCN: EAR99 80C08C, 80C08D, 80C10, 80C10B, 80C10C, 80C10E1, 80C11B, 80C12, 80C12B, 80C14
	参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 十② 光検出器若しくは… 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9027.90
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 9 条第 5 号 「光検出器を用いた装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 BERTScope		
製品型番	BSX125, BSX240, BSX320		
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 二④5 パルス発生器 七⑨ サンプリングオシロスコープ 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HSコード 9030.39	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号		第1条第50号 「パルス発生器又は…」 第6条第9号 「サンプリングオシロスコープであつて、…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 マージン・テスタ		
製品型番	TMT4		
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 二④5 パルス発生器 七⑨ サンプリングオシロスコープ 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HSコード 9030.82	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第1条第50号 「パルス発生器又は…」 第6条第9号 「サンプリングオシロスコープであつて、…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 カーブ・トレーサ		
製品型番	370, 370A, 370B, 371A, 371B, 576, 577		
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.82	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第17号ヌ「試験装置であって…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製　プローブ、プローブ周辺機器
製品型番	1101A, 1103, 119-4146-00, 131-5638-11, 5808, 5809, A620, A621, A622, A6302, A6303, A6312, ADA400A, AM503, AM5030, AM5030S, AM503B, AM503S, CT1, CT2, CT4, CT5, CT6, CT-8, CT-9, EM-6992, EMI-NF-AMP, P2100, P2200, P2220, P2220-PKG, P2221, P3000, P3010, P3010-PKG, P3420, P400, P5050, P5050B, P5100, P5100-PKG, P5100A, P5100A-PKG, P5102, P5120, P5122, P5122-PKG, P5150, P5200, P5200A, P5201, P5202A, P5205, P5205A, P5210, P5210A, P5910, P5934, P5960, P6006, P6007, P6008, P6009, P6015, P6015A, P6021, P6021A, P6022, P6041, P6046, P6062B, P6063B, P6101B, P6103B, P6105A, P6106A, P6108A, P6109B, P6111B, P6112, P6113B, P6114B, P6117, P6119B, P6122, P6129B, P6135A, P6137, P6138, P6138A, P6139A, P6139A-PKG, P6139B, P6139B-PK10, P6150, P6156, P6202A, P6205, P6240, P6241, P6243, P6245, P6245AD, P6246, P6247, P6248, P6251, P6316, P6330, P6339A, P6407, P6417, P6418, P6419, P6420, P6434, P6444, P6460, P6463A, P6465, P6465Y, P6467, P6468, P6470, P6471, P6472, P6473, P6474, P6474EXP, P6480, P6486, P6487, P6490, P6516, P6561A, P6561AS, P6562A, P6562AS, P6563A, P6563AS, P6601, P6602, P6616, P6701B, P6701S, P6701SD, P6701SP, P6703B, P6704S, P6704SP, P6708, P6708P, P6708S, P6708SP, P6716G3, P6716P, P6716S, P6716SP, P6717, P6721, P6780, P67SA01SD, P6810, P6860, P6864, P6880, P6910, P6960, P6962, P6964, P6980, P6982, P7225, P7240, P7313, P7313SMA, P7330, P7340, P7340A, P7350, P7350SMA, P7360, P7360A, P7380, P7380A, P7380SMA, P7504, P7506, P7508, P7513A, P7516, P7520A, P75TLRST, P7625, P7630, P7633, P76TA, P7700, P7708, P7713, P7716, P7720, P77BRWSR, P77STCABL, P77STFLXA, P8018, P80318, P80318X, P850, TLP058
ECCN	E A R 9 9　参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法　制定:昭和24.12.1 法律第228号	主な参照条文
輸出貿易管理令　制定:昭和24.12.1 政令第378号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10 別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二　（いずれも該当なし）
外国為替令　制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15（該当なし） 別表16（2）特定品目以外：HSコード 9030.90

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 プローブ、プローブ周辺機器	
製品型番	PPM007, PPM100, PPMS200, PR-10, PR-33, TAP1500, TAP2500, TAP3500, TCP0020, TCP0030, TCP0030A, TCP0150, TCP202, TCP2020, TCP202A, TCP303, TCP305, TCP305A, TCP312, TCP312A, TCP404XL, TCPA300, TCPA400, TCPA404XL, TDP0500, TDP1000, TDP1500, TDP3500, TDP4000, THDP0100, THDP0200, THP0301-B, THP0301-G, THP0301-M, THP0301-Y, TMDP0200, TMSGG2, TMSGG2R, TMSGH2, TMSGH2R, TMSIC6, TMSIC6P, TMSIC8, TMSIC8P, TMSIP1, TMSMB20, TMSQ2TG, TMSQ2TH, TMSQ4C, TMSQ4P2, TMSQIEN2, TMSQIEP, TMSQME, TMSQSPR1, TMSTS1, TP750, TPA-BNC, TPA-BNCX10, TPA-N-VPI, TPH1000, TPP0051, TPP0100, TPP0101, TPP0101-PK10, TPP0101-PK50, TPP0200, TPP0201, TPP0201-PK10, TPP0201-PK50, TPP0250, TPP0500, TPP0500B, TPP0502, TPP0850, TPP1000, TPP-ACC, TPR1000, TPR4000, DP02CONN, DP04USB, DP02BND, DP03AUTO, DP03PWR, DP04BND, MD03BND, MD03AFG, MD03MSO, MD03BND, MD03SA	
ECCN	EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	CR125A, DPP125B, CR125ACBL, CR17500A, CR175A, CR25000A, CR28000A, CR286A, CRHS25000A, CRJ25000A, CRJ28000A, CRJHS25000A, CRJHS28000A	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HSコード 9030.33
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品		
製品型番	MTX100, MTX100A, MTX100B		
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HSコード 8741.49	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	11A72, 863012700, 863017600, 863017601, 863017700, 863017701, 863017702, 863017703, 863017704, 863017800, 863021400, 863021401, 863021402, 863021403, 863021470, 863021471, 863027300, 863027301, 863035100, 863035101, 863035102, 863035103, 863041300, 863041500, 863041600, 863041800, 863047000, 863047800, 863047900, 863048000, 863048100, 863048200, 863051500, 863051570, 863052500, 863052501, 863052502, 863052800, 863052801, 863053500, 863053501, 863054000, 863054001, 863054003, 863059200, 863059201, 863061000, 863061001, 863062100, 863064800, 863064801, 863064802, 863068100, 863068101, 863070800, 863073300, 863082300, 863082301, 863082302, 863085000, 863085001, 863093700, 863095600, 863095601, 863095602, 863096400, 863096500, 863096501, 863096502, 863096503, 863096600, 863106700, 863106702, 863106900, 863106902, 863109503, 863116300, 863116301, 863125700, 863137900, 863139700, 863139701, 863139703, AWGSYNCO1, CT-100-M, CT-1000-M, CT-1000-S, CT-200-M, CT-200-S, CT-400-S, CT-500-M, CT-60-S, IVTIP1X, IVTIP10X, IVTIP5X, IVTIP50X, TDS3GV, TEK-DPG, TF-HDMIC-TPA-STX, TF-HDMIC-TPA-S, TF-ESATA-SET-IV-ZP, TF-SATA-SET-IV-ZP, TF-TEKPROTECT, TF-HDMI-TPA-CE, TF-HDMID-TPA-P, TF-HDMID-TPA-R, TF-HDMIE-TPA-KIT, TF-HEAC-TPA-KIT, TF-HDMID-TPA-PW, TF-HDMID-TPA-RW, TF-HDMI-TPA-STX, TF-HDMI-TPA-S, TF-USB3-A-P, TF-USB3-A-R, TF-USB3-AB-KIT, TF-USB3-B-R, TPS2PBND2, f0300, TRCP0600, TRCP3000
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品		
製品型番	80SICMX, 80SSPAR		
ECCN	3D991 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 8471.80	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	764, 863009100, 863009101, 863009102, 863009103, 863009104, 863009105, 863009106, 863009107, 863009108, 863009174, 863009175, 863009176, 863010900, 863010901, 863010902, 863010903, 863010904, 863010905, 863010906, 863010907, 863010908, 863010909, 863010910, 863010911, 863010912, 863010913, 863010914, 863010915, 863010916, 863010917, 863010918, 863010919, 863010975, 863010977, 863019305, 863019306, 863019307, 863019308, 863019309, 863019310, 863019311, 863019312, 863019313, 863019314, 863019315, 863019316, 863019317, 863037600, 863058200, 863060200, 863068700, 863068701, 863068702, 863068800, 863650100, 863650101, 863650102, 863650201, 863650202, 863650203, 863650400, AM700, AMM768, ASG140, CT100, CT11BF, CT12AF, CT12BF, CT12BU, CT13BF, CTS55, CTS710, CTS750, CTS850, “TF-ACC-SATA-M.2-PK”, “TF-ACC-SATA-M.2-RK”, TF-FC16-TPA-HCB-P, TF-FC16-TPA-KT, TF-FC16-TPA-MCB-R, “TF-PCIE-M.2-TPA3-P”, “TF-PCIE-M.2-TPA3-PR”, “TF-PCIE-M.2-TPA3-R”, TF-QSFPZ-TPACG-HCB-P, TF-QSFPZ-TPACG-KT, TF-QSFPZ-TPACG-MCB-R, “TF-SATA-M.2-TPA-C”, “TF-SATA-M.2-TPA-P”, “TF-SATA-M.2-TPA-PR”, “TF-SATA-M.2-TPA-PRC”, “TF-SATA-M.2-TPA-R”, TF-SATA-TPA-ICTP, TF-SATA-TPA-ICTR, TF-SFF-8639-TPA-P, TF-SFF-8639-TPA-PR, TF-SFF-8639-TPA-R, TF-TB-TPA-UHG2
ECCN	5B991 参照: http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。

法令	主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品		
製品型番	4200-PA, AM502, AM513, AM513S, AMT75		
ECCN	EAR99 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定：昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 二㊸ 電圧又は…直流の電源装置 七㊸ アナログデジタル変換器 七㊸ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号		第1条第41号「直流の電源装置であって…」 第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当非判定結果報告書

令和 7 年 1 0 月 9 日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	TM5003, TM5006, TM5006A, TM501A, TM502, TM502A, TM503, TM503A, TM503B, TM504, TM504A, TM506, TM506A, TM515	
ECCN	EAR 99 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 二㉞ 電圧又は…直流の電源装置 七㉟ アナログデジタル変換器 七㊱ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 （該当なし）
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 （該当なし） 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 8537.10
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」 第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	頭5文字「01100」に以下4文字を続けたもの 4900,4901,4902,5500,5501,5502,5701,5902,5903,6002,6003,6902,6903,7800,8100,9900
	頭5文字「01101」に以下4文字を続けたもの 0001,0200,0201,0202,0203,0204,0302,0500,0501,0600,0601,2300,2800,2900,3400,4800,4900,5000,5100,5200,5300,5500,5700,5800,6300,6400,6701,6800,7500,7600,7800,8100,8200,8300,8400,8500,8600,8700,9000,9200,9400
	頭4文字「0120」に以下5文字を続けたもの 02300,02400,03100,03900,05701,07400,07600,09000,10400,10800,11400,11700,11800,12400,15700,15900,15901,20400,20800,31000,48200,53000,53200,55600,56800,63001,63006,64900,67102,67103,68902,74701,75100,75200,80000,80400,80500,81501,88400,88401,91100,94100,98700,98901,99100,99101,99102
	頭4文字「0121」に以下5文字を続けたもの 00000,11701,13000,13300,18800,21400,22000,22100,23001,23102,23600,23610,24100,25300,25600,27701,28300,28600,28700,29100,29800,31300,31400,33800,33900,34100,34200,34600,35000,35100,36300,36400,36501,36601,37100,37200,37700,37800,37900,38000,38200,38300,39100,39200,39800,39900,40650,40800,41100,41200,42201,42400,42600,42700,43102,43800,44100,44200,45000,45300,45400,45500,45600,45800,45900,46200,46800,46900,47402,47403,47500,47600,48200,48201,48300,48600,50000,50200,50300,50400,50500,50600,50700,50800,50900,51200,51500,51900,52000,52100,52200,52300,52400,52500,52600,52700,52800,52900,53000,53100,53300,53600,53700,53800,53900,54400,54600,55200,55400,56100,56200,56300,56500,56700,56800,56900,56902,57000,57500,57600,58000,58100,59000,59100,59500,59600,59800,59900,60500,60501,61201,61202,61400,61401,61402,61600,61900,62100,62300,62400,62500,62702,63101,63102,63202,63400,63401,63900,64000,64200,64702,64703,64800,64900,65100,65200,65201,65300,65301,65400,65800,65801,65900,65901,66000,66100,66150,66151,66400,66600,66700,67200,67300,67400,67500,67600,67900,68000,68001,68002,68003,68004,68005,68100,68200,68301,68400,68502,68600,68800,68900,68901,69000,69100,69200,69500,69700,69800,70600,70700,71000,71100,71200,71300,71400,71500,71600,71700,71800,72000,72100,72400,73200,73800
	頭3文字「012」に以下6文字を続けたもの 200300,A21200,A21300,A21400,A21500,A21600,A21700,A21800,A22000,A22400,A22701,A22900,A23000,A23100
ECCN	E A R 9 9 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	主な参照条文
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10 別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030. 90、8544. 20、8544. 42 のいずれか

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	013029102, 013036700
	頭4文字「0150」に以下5文字を続けたもの 10600,10601,11400,11500,19000,19400,19401,20104,20107,20108,21300,21500,22100,22200,28200,30901,31101,32500,32501,33000,33901,35200,36900,38500,38800,40800,41300,50900,54700,54701,54900,55000,55100,55200,55300,55400,55700,55800,56000,56100,56200,56300,56400,56500,56700,57200,57300,57500,58000,59800,60100,60150,61100,61101,61300,61500,63100,63800,63900,63902,64600,64801,65500,65501,65502,65503,65700,65800,65900,66000,66101,67000,67100,67250,67251,67800,68100,68101,68200,68300,68400,68500,68600,68700,68800,68900,69500,69800,70200,70300,70400,70500,70600,70700,70800,71000,71100,71200,71300,71400,71600,71601,71602,71700,71800,71900,72000,72100,72600,73500,73600,73601,73900,74700,75100,77900,78000,78200,78400
	頭5文字「01510」に以下4文字を続けたもの 0100,0101,0200,0201,0300,0400,0401,0500,0600,0700,1100,1200,1300,1400,1500,1600,1700,1800,1900,2000,2100,2200,2201,2501,2700,5301,5500
	015235000, 015235001, 015A09500
	頭4文字「0160」に以下5文字を続けたもの 09600,09900,12003,15600,15602,15603,15606,15607,18000,19505,36202,47500,52100,53700,56600,59200,62202,63300,65300,67300,67702,69200,70800,79202,81301,81400,82501,83100,84800,84801,85300,89700,90101,90803,90804,90901,99400
	頭4文字「0161」に以下5文字を続けたもの 01100,03701,07201,07300,07700,07800,08000,09800,10200,10800,13300,13301,13500,14700,15800,15801,15900,16600,18100,21000,21501,21502,21800,22900,23002,23003,23600,23900,25900,26400,26600,26800,31200,31300,31500,33000,33001,34400,34500,39900,39901,40600,40700,40701,40702,40703,44100,44101,44200,44300,44301,44400,44401,44402,44403,44500,44501,44502,44503,44600,44601,44602,44603,44700,46100,46200,46201,46202,46302,46400,46402,49400,52200,52401,52403,52404,52405,56900,58900,58901,60900,64100,64300,64400,65100,65200,65300,67300,67400,67450,67500,67501,67550,69100,69101,72600,74500,75450,75500,77100,77200,77210,77300,77310,77400,77500,78000,78100,78200,78300,78400,78500,78600,78700,79004,79005,79100,79101,79102,81900,82000,86800,87901,88200,88400,88500,88600,88700,88800,88900,89000,89100,89300,89400,89500,89600,89700
ECCN	EAR 99 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	
主な参照条文	
第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	
別表 1～15 (該当なし)	
別表 16 (2) 特定品目以外：HSコード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品	
製品型番	頭4文字「01619」に以下4文字を続けたもの 0500,0700,0800,0900,1000,1001,1100,1300,1400,1500,1600,1700,2100,2200,2300,2400,2600,2700,2800,2900,3000,3100,3300,3400,3500,3600,3700,4000,4100,4200,4300,4301,4302,4400,4401,4402,4500,4501,4502,4600,4700,4800,5000,5100,5200,5201,5202,5203,5300,5400,5401,5402,5500,5600,5800,6100,6200,6300,6400,6500,6600,6700,6900,7000,7100,7700,7800,7901,7902,8300,8301,8302,8303,8500,8501,8502,8503,8600,8601,8700,8801,8802,9000,9200,9300,9400,9500,9600,9700,9800,9900 頭4文字「01620」に以下4文字を続けたもの 0000,0100,0200,0500,0700,0800,0900,1400,1500,1600,1601,2600,2800,2900,3000,3100,3400,3500,3600,3900,4000,4100,4300,4400,4500,5000,5100,5300,5500,5800,6000,6100,6500,6600,7100,7101,7300,7301,7900,7901,8200,8900,9100,9200,9500, 016210400, 016A33000, 020400800, 020401600, 020999900, 020A04550, 020A04650, 020A04750, 020A04751, 020A04850, 020A04851, 020A05200, 020A05201, 020001200, 020008700, 020016701, 020017100, 020017702, 020017704, 020019200, 020019201, 020079802, 020079803, 020138601, 020138602, 020158600, 020161200, 020162900, 020162901, 020162902, 020162905, 020169200, 020169300, 020170800, 020172400, 020175200, 020176208, 020178100, 020183500, 020183600, 020186800, 020188500, 020190800, 020194800, 020195300, 020195600, 020195601, 020197401, 020198300, 020199300, 020199301 頭4文字「0202」に以下5文字を続けたもの 00304,00305,00800,01300,01400,01800,02300,03100,03101,03600,06600,06601,06602,06603,06900,07000,07001,09200,09201,10400,10500,10600,11300,11500,11501,11502,11503,11601,11602,11603,11700,11800,11900,12000,13000,13102,13400,13401,13403,13600,13700,13701,13702,13703,14000,14400,14600,18700,18800,19301,19400,19501,19600,19700,19800,19801,19803,19804,19900,19901,19903,19904,20000,20300,20301,20302,20303,20500,22101,22201,22300,22400,22800,23200,24200,24900,25600,25800,26000,26001,26100,30600,30601,30603,30604,32800,32801,32802,32803,32804,32900,33600,33800,34600,34601,34602,34603,34604,34605,35700,35701,36300,36901,36903,37208,38002,38100,39300,39301,39700,39701,39702,39703,40500,42200,42300,43000,43200,45100,45200,45300,45500,45600,45700,46000,46001,47000,47300,47701,48100,48101,48300,48301,49200,49201,49400,50102,50500,50501,50600,50601,50800,50900,51000,51100,53900,55700,55701,55702,56600,56700,56800,57600,59500,59600,59700,59800,59900,60000,60001,60100,60101,60200,60201,60300,60301,60400,60401,60500,60501,61000,61601,62000,62001,62200,63500,63600,63601,63602,63800,63900,64400,65000,65600,65700,66200,66201,66401,66500,66600,67000,68200,68201,68202,69000,69001 頭4文字「02027」に以下4文字を続けたもの 0100,0200,0201,0202,0204,0800,1100,1200,1300,2900,3000,3001,3100,3101,3102,3103,3104,3200,3201,3202,3600,4200,4201,4203,4204,4300,4301,4303,4304,4400,4401,4403,4500,4501,4503,4600,4601,4603,4604,4700,4701,4703,4704,4705,4800,4801,4803,4804,5400,5500,5501,5600,5601,5700,5701,5800,5801,5900,5901,6000,6001,6100,6101,8400,8500	
	E C C N	E A R 9 9 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
	法令	
	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	主な参照条文 第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	
外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030. 90、8544. 20、8544. 42 のいずれか	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	頭4文字「02028」に以下4文字を続けたもの 0500,0501,0503,0504,0600,0601,0602,0603,1500,3600,3601,3602,3700,3701,3702,3800,3801,3802,3900,3901,3902,4000,4001,4002,4100,4101,4102,4200,4400,4401,4403,4500,4501,4502,4600,4601,4602,4700,4701,4702,4800,4801,4802,4900,4901,4902,5000,5001,5002,5100,5200,7500,7600,7700,7800,7801,8100,8300,8301,9600,9700,9800,9900
	頭4文字「02029」に以下4文字を続けたもの 90000,90100,90300,90400,90401,90500,90600,90800,91000,91700,93600,93700,94000,94100,94400,95400,95500,95800,95900,96000,96500,97600,99600,99800
	頭4文字「0203」に以下5文字を続けたもの 00002,01800,01801,02100,02200,02400,02401,02500,02501,03100,03200,03201,03300,03301,03400,03401,03500,03501,03600,03601,03700,03701,03800,04100,04200,04300,04500,04600,04900,05300,05600,05700,07000,07001,07400,08100,08101,08500,10100,10500,10700,11600,11800,13100,13500,13700,14500,14700,14800,14900,15000,15500,15900,
	頭4文字「1030」に以下5文字を続けたもの 01300,01500,02800,02900,03000,03100,03200,03300,03500,04500,05101,05500,05800,07000,09000,09500,15800,16400,17701,20900,23103,23201,25400,26400,26500,26900,27500,28401,30100,30700,31000,31100,31400,31500,31600,31700,31900,32000,32100,32300,32400,32500,32600,32700,32800,33400,33500,36400,39000,39900,40200,40300,40700,40800,40900,41100,41300,41500,41700,41900,42000,42300,42301,42400,42401,42600,42700,42800,42900,43000,43100,43200,43400,43500,43600,43700,44100,44200,44300,44400,44500,44800,44900,45000,45100,45200,45400,45500,45600,45700,45800,46100,46200,46300,46800,46900,47300,47400,48000,48300,49000
	頭4文字「1610」に以下5文字を続けたもの 01721,03304,03306,04900,06600,06609,06610,06611,06612,06613,09400,10400,10405,10406,10407,10408,12300,12304,13300,13500,13501,15400,15401,15700,16700,16701,20800,20900,21000,21100,21101,21200,21201,21300,21400,21500,21600,21800,22600,22800,23001,28000,28001,28800,29800,30400,30600,30700,30800,31000,31100,31200,31300,31301,31400,31500,31800,32000,32100,32200,32300,32400,32500,32800,32900,33000,33100,33200,33300,33700,33800,34100,34200,34300,34400,34600,34700,34701,34800,34900,35200,35201,35600,35700,35800,35900,36400,36500,36600,36700,36800,36801,36900,37000,37900,40000
	161320000, 161A00500, 161A00800, 161A01300, 174142800, 196343400, 196345900, 200505200
ECCN	EAR99 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	主な参照条文 第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HSコード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	頭4文字「8630」に以下5文字を続けたもの 00200,00201,00202,00203,00271,00272,00300,00301,02100,02101,02200,02201,02202,02300,02301,05000,05001,08900,09000,09200,09201,09202,09272,09300,09400,09401,09500,09501,12770,12900,12970,13300,13301,13500,13900,14200,18700,18900,18901,18902,19300,19301,19302,19303,19304,19800,19801,19802,19803,19804,20500,20900,21001,21002,21003,21071,25800,25901,26200,27000,32100,32101,32102,35800,36000,37400,37500,40100,40200,40300,40400,42700,42701,42702,42703,42704,47100,47101,47102,47103,47104,47105,47170,47171,47172,47173,53400,53401,54070,59900,68900,73700,74700,74701,74702,85100,85101,85102,88400,88401,88402,91800,92400,92401,92402,92403,92404,92500,96300,96301,97700,97701,97702,97703,97704,97800 頭3文字「863」に以下6文字を続けたもの 100100, 109500, 118600, 119300, 135500, 135501, 142300, 142400, 650200, 650300, 650301, 650500, 650501, 90REVA
ECCN	EAR 99 参照 : http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	主な参照条文
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10 別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030. 90、8544. 20、8544. 42 のいずれか

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	テクトロニクス製 各種製品
製品型番	「TF-」に以下の文字列を続けたもの 100, 101, 102-2, 102-3, 102-4, 103-1, 103-2, 103-3, 103-4, 108, 112-4, 114-1, 117, 140, 141, 146, 150, 163, 164, 165-1, 168-1, 168-2, 169, 171, 172, 173, 175, 176, 177-1, 177-3, 178-1, 179-1, 179-2, 180-1, 180-3, 181-1, 182-1, 183-1, 183-2, 184, 191, 192, 194, “19-4.7K”, 195, 197, 199, 200, 206, 214, 218-150, 218-82, 219-10K, 219-15K, “219-4.7K”, 220-10K, 223-82, 225, 226, 227, 234, 236, 237-1, 237-2, 237-3, 243-20K, 243-50K, 243-5K, 244, 245, 246-1, 246-2, 248, 253, 255, 256, 257, 259, 260, 261, 262, 263-100K, 265, 267, 268, 269, 271, 273-1, 273-2, 273-4, 273-6, 274, 275, 276-100K, 276-10K, 276-1K, 276-220, 276-220K, “276-4.3K”, 276-68K, 278-100, 280-1, 280-3, 281-5K, 282-10K, 282-1K, “282-4.7K”, 283, 285-100, 286-50-100P, 287-22-10P, 288, 289, 300-100K, 300-10K, 300-22, 300-4.7K, 300-47, 301-10K, 305-47K, 306-10K, 309, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 39, 64, 77, 90, 99, BRR-CFD, DC-BLOCK-KIT, DIIVA-TPA-C, DIIVA-TPA-KIT, DIIVA-TPA-P, DIIVA-TPA-R, DP-CIC-C1, DPI-TPA-PA, DPI-TPA-PRRCA, DP-TPA-2XC, DP-TPA-P, DP-TPA-PR2XCT, DP-TPA-PRC, DP-TPA-PT, DP-TPA-R, EDP-TPA-P, EDP-TPA-PRC, EDP-TPA-R, HDMI-TPA-T, MDPI-TPA-PA, MDPI-TPA-PRRCA, MHL3-TPA-KIT, MHLCBS2-SOSI, MHLCBS-SOSI, MHL-CBUS-SOSI, MHL-DS-ACCKIT, MHL-TPA-CBC, MHL-TPA-P-WOSI, MHL-TPA-P-WOSO, MHL-TPA-R-SI-RSEN, MHL-TPA-R-SO-RSEN, MHL-TPA-R-WOC, MHL-TPA-R-WOSI, MHL-TPA-R-WOSO, MHL-TPA-R-WOSOD, MHL-TPA-SOSIS-HDM, MHL-TPA-SOS-MUSB, MHL-TPA-TEK, MHL-TPA-TEK-CB, MHL-TPA-TEK-DG, MHL-TPA-TEK-RSEN, MHL-TPA-TEK-SI, MHL-TPA-TEK-SO, MHL-TPA-TT, MINI-DP-TPA-PR2XT, MINI-DP-TPA-PRT, MINI-DP-TPA-PT, MINI-DP-TPA-R, MSATA-TPA-2XC, MSATA-TPA-P, MSATA-TPA-PR, MSATA-TPA-PR2XC, MSATA-TPA-R, QSFP-TPA-HCB-P, QSFP-TPA-MCB-R, QSFP-TPA-PR, SASHD-TPA-2XC, SASHD-TPAL-P, SASHD-TPA-PR2XC, SASHD-TPA-R, SASHD-TPAR-P, SASHD-TPAR-PR, SAS-TPA-P, SAS-TPA-PRC, SAS-TPA-R, SATA22-TPA-2XC, SATA22-TPA-P, SATA22-TPA-PR, SATA22-TPA-PR2XC, SATA22-TPA-R, SATA-TPA-P, SATA-TPA-PRC, SATA-TPA-R, SFP+-TPA-HCB-P, SFP+-TPA-HCB-PK, SFP+-TPA-MCB-R, SFP+-TPA-MCB-RK, SFP+-TPA-PR, SFP+-TPA-PRK, SFP-TPA-HCB-P, SFP-TPA-HCB-PK, SFP-TPA-MCB-R, SFP-TPA-MCB-RK, SFP-TPA-PR, SFP-TPA-PRK, TB-TPA-2XC, TB-TPA-P, TB-TPA-PR2XC, TB-TPA-R, TPA-SATA25-P, TPA-SATA25-PR2C, TPA-SATA25-R, TPA-SATA3-PR2C, XGBT 119660900, 119872600, 1700F02, 2260B-EXTERM, AC2100, AC3000, ET-DP-TPA-S, ET-DP-TPA-STX, ET-HDMIC-TPA-S, ET-HDMIC-TPA-STX, ET-HDMI-TPA-S, ET-HDMI-TPA-STX, ETI0200M, “HV-CA-554-.5”, HV-CA-554-1, HV-CA-554-2, HV-CA-554-3, HV-CA-571-3, HV-CS-1613, IVTIP25X, RMD2000, RM3, RSA300CASE, RSA300TRANSIT, SIGNALVU-PC-SVE, TCA-1MEG, TCA-VPI50, TCA292D, TDS3BATC, TDS3ION, TDSUSBF, TEK-USB-488, TEKEXP, TFP2A-CA1, TFS3031-CA1, THS7BAT, THSBAT, TIVPMX10X, TIVPMX10XL, TIVPMX1X, TIVPMX50X, TIVPSQ100X, TIVPSQ100XL, TIVPSQ10X, TIVPSQ10XL, TIVPWS500X, TIVPWS500XL, TIVPWS50X, TIVPWS50XL, TPSBAT, TPSCHG
ECCN	E A R 9 9 参照 : http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	主な参照条文
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10 別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030. 90、8544. 20、8544. 42 のいずれか

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

技術：リスト規制 該当しない

製品種類	テクトロニクス製 ビデオ関連機器	
ECCN、製品型番 それぞれのモジュール・オプションは、本体と同じ判定となります。 これらの製品は、米国EARの規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、LicenseRequiredに該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	ECCN	製品型番
	3A992	TG2000
	5B991	1740A, 1741C, 1750A, 1760, 1765, 760A, AG7, AGL7, BG7, DVG7, ECO8000, ECO8020, HDVG7, MPI, MPI2-10, MPI2-25, MPI2-RACK-MD, MPX, MPX2-10, MPX2-25, MPX2-DUALDSP, MTM400, MTS100, MTS205, MTS210, MTS215, MTS300, MTS400, MTS4000, MTS400P, MTS415, MTS420, MTS430, RFA300A, SDI7, SDI7_3G, SPG300, SPG8000, SPG8000A, TG700, AG7, AGL7, ATG7, AVG7, AWVG7, DVG7, BG7, DVG7, GPS7, HD3G7, HDLG7, HDVG7, TG8000, TSG130, TSG601, TSG90, VM700, VM700A, VM700T, WFM1125, WFM2200, WFM2200A, WFM2300, WFM300A, WFM4000, WFM5000, WFM5200, WFM5250, WFM601, WFM601A, WFM6100, WFM6120, WFM7000, WFM700A, WFM700HD, WFM700M, WFM7020, WFM7100, WFM7120, WFM7200, WFM7A, WFM7HD, WFM7M, WFM8200, WFM8300, WFM90, WFM90D, WFM91, WFM91D, WFMX20VH, WFMX20VS, WVR7200, WVR8200, WVR8300
	5D991	WFMNLE
	7A994	SPG8000ANT
	EAR99	ECO422D, WFM7F02
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 七⑬ 周波数分析器 九⑥ 測定装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第6条第13号「信号発生器であって、…」 第6条第12号「スペクトラムアナライザーであって、…」 第8条第6号「第二号イ(二)、第十四条第五号若しくは…」 第8条第7号「前号に掲げるもののほか、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 デジタル・マルチメータ（DMM）等
製品型番	195A, 2000, 2000-SCAN, 2000/J, 2000/J/2000-SCAN, 2000-20, 2001, 2001/MEM1, 2001/MEM2, 2001-M, 2001-SCAN, 2001-TCSCAN, 2002, “2002.”, 2002/MEM1, 2002/MEM2, 2010, 2010/J, 2015, 2015/J, 2015-P, 2015-P/J, 2015-P/R, 2016, 2016/J, 2016-P, 2016-P/J, 2100/100, 2100/120, 2100/220, 2100/230-240, 2110-100, 2110-100-GPIB, 2110-120, 2110-120-GPIB, 2110-220, 2110-220-GPIB, 2110-240, 2110-240-GPIB, 2700, 2700/J, 2700/7700, 2700/7700/J, 2701, “2701.”, 2701/J, 2750, 2750/E, 2750/J, 3706, 3706A, 3706A-S, 3720, 3721, 3722, 3723, 3724, 3730, 3731, 3732, 3740, 3750, 7011-C, 7011-R, 7011-S, 7015-C, 7015-S, 7016A, 7017, 7035, 7038, 7075, 707B, 708B, 7700, 7701, 7702, 7703, 7705, 7706, 7707, 7708, 7709, 7710, DAQ6510, DAQ6510/7700, DMM6500, DMM7510
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定：昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 （該当なし）
外国為替令 制定：昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15 （該当なし） 別表 16 (1) 特定品目：HSコード 9030.32
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号	第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 電流源、ピコアンメータ、エレクトロメータ等
製品型番	220, 2200-20-5, 2200-30-5, 2200-32-3, 2200-60-2, 2200-72-1, 2220-30-1, 2220G-30-1, 2220GJ-30-1, 2220J-30-1, 2230-30-1, 2230G-30-1, 2230GJ-30-1, 2230J-30-1, 2231A-30-3, 2260A-30-36, 2260A-30-72, 2260A-80-13, 2260A-80-27, 2260B-30-36, 2260B-30-72, 2260B-30-108, 2260B-80-13, 2260B-80-27, 2260B-80-40, 2260B-250-4, 2260B-250-9, 2260B-250-13, 2260B-800-1, 2260B-800-2, 2260B-800-4, 2268-20-42, 2268-40-21, 2268-60-14, 2268-80-10, 2268-100-8, 2268-150-5, 2280S-32-6, 2280S-60-3, 2281S-20-6, 2290-5, 2290E-5, 2290J-5, 2290-10, 2302, 2303, 2303-NMS, 2303-PJ, 2303-US, 2304, 2304A, 2306, 2306-VS, 2308, 236, 237, 2502, 263, 2705, 6220, 6221, 6482, 6482/J, 6485, 6485/J, 6485/E, 6487, 6487/E, 6487/J, 6514, 6514/E, 6514/J, 6517, 6517/J, 6517A, 6517A/AF, 6517A/E, 6517A/J, 6517B, 6517B-US, 6517B/E, 6517B/E-US, 6517B/J, 6517B/J-US, 6517B-450US, 6517B/E-450, 6517B/J-450US, 6517B-550
ECCN	3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 二③⑥ 電圧又は…直流の電源装置 二④⑤ パルス発生器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HSコード 9030.39
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号	第1条第41号「直流の電源装置であって…」 第1条第50号「パルス発生器又は…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって…」 第6条第13号「信号発生器であって…」

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	--

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 ソースメータ（SMU）等
製品型番	238, 2400, 2400-C, 2400-LV, 2401, “2401.”, 2410, “2410.”, 2410-C, 2420, 2420-C, 2425, 2425-C, 2430, “2430.”, 2430-C, 2440, “2440.”, 22440-C, 2450, 2460, 2461, 2470, 2500, 2510, “2510.”, 2520, “2520.”, 2510-AT, 2601, “2601.”, 2601A, 2601B, 2602, 2602A, 2602B, 2604B, 2611, 2611A, 2611B, 2612, 2612A, 2612B, 2614B, 2634B, 2635, 2635A, 2635B, 2636, 2636A, 2636B, 2651A, 2657A, 2790-A/E, 2790-A/J, 590, 6430, 7751, 7752, 7753
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	
主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号	別表第一 1～15 二⑥ 電圧又は…直流の電源装置 二④ 5 パルス発生器 七⑫ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 （該当なし）
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号	別表 1～15 （該当なし） 別表 16 (1) 特定品目：HSコード 9030.39
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成3.10.14 通商産業省令第49号	第1条第41号「直流の電源装置であって…」 第1条第50号「パルス発生器又は…」 第6条第13号「信号発生器であって…」

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 ナノボルトメータ		
製品型番	2182, 2182A, 2182A/E, 2182A/J		
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表16 (1) 特定品目: HSコード 9030.39	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成3.10.14 通商産業省令第49号		第6条第10号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第6条第11号「デジタル方式の記録装置であって、…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該非判定結果報告書

令和 7 年 1 0 月 9 日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：http://www.meti.go.jp/policy/ampo/

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 アナライザ		
製品型番	4200-PCT-2, 4200-PCT-3, 4200-PCT-4, 4200-SCS, 4200-SCS-PK1, 4200-SCS-PK2, 4200-SCS-PK3, 4200-SCS/C, 4200-SCS/C-NOSMU, 4200-SCS/F, 4200-SCS/F-NOSMU, 4200A-CVIV, 4200A-MF-UP, 4200A-SCS, 4200A-SCS-ND, 4200A-SCS-PK1, 4200A-SCS-PK2, 4200A-SCS-PK3		
ECCN	3 A 9 9 2 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 二④ 5 パルス発生器 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 七⑬ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.82 又は 9030.90	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 1 条第 50 号 「パルス発生器又は…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 13 号 「信号発生器であって…」 第 6 条第 17 号ヌ 「試験装置であって…」	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該当判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 各種製品		
製品型番	7001, 7002, 7011-S, 7012-S, 7018-C, 7158, 7174A		
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。		
法令		主な参照条文	
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 8537.10	

判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない
------	----------------------------------

リスト規制該非判定結果報告書

令和7年10月9日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ケースレーインストルメンツ製 各種製品	
製品型番	237-100H2, 237-160D3, 237-170D1, 237-308-1E, 237-308-2E3, 237-313A, 237-ALG-15, 237-ALG-2, 237-ALG-5, 237-ALG-6LUG, 237-BAN-3A, 237-BNC-TRX, 237-TRX-BAR, 237-TRX-ISTC, 237-TRX-NG, 237-TRX-T, 237-TRX-TBC, 4288-1, 487-BAN-6-1, 6522, 7009-5, 7078-TRX-10, 7078-TRX-BNC, 7078-TRX-TBC, 8010, 8101-PIV, 9139A-172E, KTTI-GPIB, KTTI-RS232, KUSB-488B, LR:8028	
ECCN	EAR99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参照条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和24.12.1 法律第228号		第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和24.12.1 政令第378号		別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和55.10.11 政令第260号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HSコード 8544.20

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない